

2022年 5月 16日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平田 英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝倉 健次



監視カメラについて

当労組は貴社内に設置されている多数の監視カメラについて、下記の通り要求致しますので、速やかなご回答及び本件に於ける団体交渉開催を強く要求致します。

記

- 1 貴社が、2021年4月29日（木）以降、当労組組合員を含む従業員に対し、事前周知されないまま突如、監視カメラを一方的に設置してから、1年が経過しておりますが、当労組が確認したところコンシューマー（個人）向け監視カメラが、貴社本社及び貴社東工場でこれまで計21台設置されています。
また、2021年10月14日～15日にかけて、当労組組合員を含む従業員に対し、一切の事前周知をされないまま突如、業務用監視カメラ4台を貴社本社1階に設置し、何ら説明が為されておられません。
- 2 個人情報保護法第24条は、「個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」と定めており、同条を担保すること及び適正な運用に資するため、「オハラ樹脂工業株式会社防犯（監視）カメラ設置運用規程」作成を提案し、その案文（別紙）を提出致します。

- 3 貴社代表取締役尾原慶則氏に申し上げます。貴社は、個人情報の保護・管理・運用について、これまで当労組組合員を含む従業員に対し、唯の一度も周知されず、当労組との協議も実施しておられません。即刻全ての監視カメラを取り外した上で、速やかに当労組と協議されるよう強く要求します。
- 4 上記1について、貴社が一方的に設置したコンシューマー（個人）向け監視カメラは、サーバーと接続するタイプの製品仕様ではなく、スマートフォンでのWi-Fi接続と考えると、これまでの1年間で撮影された不特定多数の個人情報の所在・運用がどのような扱いになっているのか極めて不安であります。従業員の個人情報がスマートフォンで管理されることなどあってはならない、杜撰この上ない個人情報流出懸念の重大事態であり、即刻全ての監視カメラを取り外した上で、当労組組合員を含む従業員に対し、謝罪された上情報の抹消をされるよう強く要求致します。
- 5 当労組と致しましては、上記1～4についてのご回答を、本年5月20日（金）17時30分までに当労組分会宛為されると共に、「オハラ樹脂工業株式会社防犯（監視）カメラ設置運用規程」を含む本件に於ける速やかな団体交渉開催を強く求めます。
- （1）開催希望日
第一希望日：2022年5月31日（火）
第二希望日：2022年6月1日（水）
第三希望日：2022年6月2日（木）
開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂
開始時間：18時30分より
参加人数：当労組交渉委員及び傍聴を希望する組合員
- （2）議題
①貴社設置の監視カメラについて
②その他係属事項
- 6 注意事項①
次回貴社回答で当労組の質問・要求に沿わない回答或いは、貴社のこれまでの常套手段である抽象的な拒否回答（「のとおりです」、「団体交渉開催の要求は、お受けしかねます」、「団体交渉は不要と存じます」、「質問には回答不要と考えます」、「本件を議題とする団体交渉の必要はないと考えており、お受けできません」、「団体交渉の必要があるとは解されません」、「貴組合の要求を具体的にお知らせください」、「団体交渉の議題として適切なものとはとても解されません」、「お申し越しの団体交渉には応じかねます」）等の場合には、労働組合法 第7条

2号「団体交渉拒否」と判断致します。

注意事項②

上記1～5について不明点等があればその項目について、①具体的内容、②合理的理由、③根拠、④趣旨、を全て明らかにされた上で回答されるよう求めます。尚、貴社が上記を示せない場合或いは、回答期日までに無回答の場合には、合意頂けたものと理解し、上記開催条件にて団体交渉を開催されるよう強く求めます。

以 上